

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成23年10月19日（水）午後2時～

場所 秋田キャッスルホテル4階「矢留の間」

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（１）市長会、町村会提案について

- ア 県と市町村の連携による公共施設の整備・改修について（市長会）
- イ 将来の本県医療・福祉の担い手を輩出するための啓発活動に係る協働について（町村会）

（２）県提案について

県と市町村の協働による地域活性化の推進について

（３）その他

4 意見交換（フリートーキング）

5 閉 会

資料１ 県と市町村の連携による公共施設の整備・改修について

資料２ 将来の本県医療・福祉の担い手を輩出するための啓発活動に係る協働について

資料３ 県と市町村の協働による地域活性化の推進について

資料４ 放射能測定体制の強化について

資料５ 国際教養大学「東アジア調査研究センター」について

資料６ 市町村における暴力団排除対策の一層の推進について

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会（ 秋田市 ）

項 目 名	県と市町村の連携による公共施設の整備・改修について
提 案 要 旨	県および各市町村が近接する区域内に所有する公共施設で、その設置目的が共通するものの整備・改修については、県と、施設の所在地または関係する市町村が連携して整備する手法を検討してはどうか。
理 由 (背 景 等)	現在、県および各市町村が所有する公共施設は、その多くが人口・経済とも右肩上がりの時代に建てられたものであり、まもなく耐用年数を迎えることとなる。 また、人口減少や少子高齢化が進み、公共施設の需給にもミスマッチが生じているが、財政状況も厳しい中、各自治体が、それぞれ個別にそれら施設の整備・改修をしていくことは難しい。 例えば近隣区域内に、スポーツ施設や文化施設など、設置目的や使用形態が類似する県所有施設と市町村所有施設が存在している場合においては、今後、施設の整備・改修や維持管理のあり方について、県と関係市町村が連携し、住民のニーズや必要なコストの検証を行い、統廃合も含めて検討することにより、限られた財源の中でも住民サービスを維持していくことができると考えるものである。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県町村会

項 目 名	将来の本県医療・福祉の担い手を輩出するための啓発活動に係る協働について
提 案 要 旨	本県における深刻な医療従事者の不足や、進展する高齢化に伴う介護等需要の増加に鑑み、本県出身者から将来の医療・福祉を担う若者をより多く輩出するため、生徒児童に対し、医療・福祉の重要性や職業としての尊さなどを年少の頃から知識として学習させることにより、医療・福祉に関する専門分野を目指す若者が増加するよう、県と市町村が協働でその啓発に取り組む。
理 由 (背景等)	国の新たな研修医制度がスタートして以降、若手医師が都市部に集中したことにより、本県をはじめ地方では深刻な医師不足により、診療科の閉鎖など、地域医療は崩壊の危機に瀕している。 また、国勢調査速報では高齢者人口が全国唯一３割を超える見込みであるなど、進展する高齢化に伴い今後は介護をはじめ高齢者福祉分野の需要増加が見込まれる。 こうした中、本県における医療・福祉従事者数の確保を実現するためには、本県出身者から将来の医療・福祉を担う若者をより多く輩出することが最も確実であると考えられる。県においては、秋田大学医学部の本県枠の拡大など、具体的な対策を講じているが、医療・福祉分野を目指す人材を育てるためには、少年期における知識や興味、経験を持たせる機会を定期的に提供していくことも重要である。 人命の尊厳や奉仕の精神、職業としての重要性など、こうした啓発活動に関しては、市町村も地域の医療従事者等と連携し、学校単位や地域単位で担える可能性があることから、県と市町村が協働により効果的なプログラム等を作成し、計画的に取り組むことができないか検討してはどうか。

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

部局名 企画振興部

項 目 名	県と市町村の協働による地域活性化の推進について
提 案 要 旨	急速に進む人口減少や少子高齢化、厳しい経済・雇用情勢等に対応するため、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム（仮称）」を創設し、県と市町村の協働関係の強化を図りながら、地域活性化に向けた取組を一層推進する。
理 由	これまでも、県では、機能合体の推進をはじめ、市町村との協働による地域活性化に取り組んできたところである。 しかしながら、急速な人口減少・少子高齢化、地域産業の空洞化、雇用機会の喪失など、各地域を取り巻く環境は厳しさを増している。 こうした状況を打破し、県全体を活性化させるためには、これまで以上に県と市町村との協働関係を強化し、より強力に地域活性化を推進していく必要がある。 このため、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム（仮称）」を創設し、県と市町村が各々の有するマンパワーや財源等の行政資源を効果的に投入し、協働して明るい未来を切り開き、県全体の活性化の実現を目指す。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム（仮称）

秋田県企画振興部
平成23年10月

プログラムの概要

地域を取り巻く厳しい状況

人口減少

少子高齢化

厳しい経済・
雇用情勢

...

秋田県全体の
活性化の実現！

秋田県市町村未来づくり協働プログラム（仮称）

趣 旨	県と市町村の協働関係をこれまで以上に強化することにより、厳しい現状を打破し、秋田県全体の活性化を図る。
展開期間	平成24～28年度の5年間
内 容	県と市町村が、それぞれの有するマンパワーや財源、ノウハウ等の行政資源を効果的かつ効率的に投下し、持続可能な地域づくりに資する市町村提案プロジェクトに協働で取り組むことにより、地域活性化を図り、明るい未来を切り開く。

対象事業（プロジェクトの要件）

本プログラムでは、以下の要件を満たす市町村提案プロジェクトに対し、県と市町村が、それぞれの有するマンパワーや財源等の行政資源を効果的かつ効率的に投入することにより、協働して明るい未来を切り開き、県全体の活性化を実現する。

（１）持続可能な地域づくりに資する重点的な取組であること

市町村が、地域活性化を図り、明るい未来を切り開くことを目的に、重点的に取り組むものであり、かつ、地域の抱える課題を解決するとともに地域資源を有効に活用することにより、持続可能な地域づくりを目指すものであること。

（２）県と市町村の協働の取組であること

県と市町村が協働することにより、重点的な予算配分のもとで機動的に事業が実施されたり、県と市町村の権利義務関係が迅速に調整されたりするなど、県と市町村がそれぞれ単独で実施するよりも、短期間で高い効果が期待されるものであること。

（３）県の各種施策と整合する取組であること

県の各種施策の方向性に合致するものであること。

プログラム推進基盤の整備

各市町村によるプロジェクトの円滑かつ効果的な実施を担保するため、県において、以下のプログラム推進基盤を整備する。

(1) 各種プロジェクト推進ツール(4頁参照)

- ① あきた未来づくり交付金(仮称) ② 補助事業の優先採択等
- ③ 既存の基金の有効活用 ④ 秋田県市町村振興資金の特例措置貸付

(2) プロジェクト推進体制の整備

○ プログラム推進本部の設置

- ・ 県に知事を本部長とする「あきた未来づくり本部(仮称)」を設置し、プログラムの総括やプロジェクトの採択を実施

○ プロジェクト推進体制

- ・ 市町村によるプロジェクト案の検討に際し、地域振興局総務企画部が、市町村への助言のほか、事務局(地域活力創造課)や本庁関係課との連絡調整を実施
- ・ 地域振興局総務企画部が、管内市町村のプロジェクト案をとりまとめ、事務局に提出
- ・ 関係機関(市町村、地域振興局、本庁関係課、事務局を想定。)で構成するプロジェクトチーム(PT)により、県と市町村が連携してプロジェクトを実施

○ 県の有するマンパワーやノウハウの積極的な提供

- ・ 県の関係部署のマンパワーやノウハウを積極的に提供

プロジェクト推進ツール

① あきた未来づくり交付金（仮称）

- 本プログラムを強力に推進するために創設
- 市町村がプロジェクトに要する経費に対し、積極的に支援（ハード事業、ソフト事業は不問。）
- 他に活用できる国・県等の交付金・補助金等がある場合には、それらを優先的に活用する
- なお、本交付金を活用した事業と他の国・県等の交付金・補助金等を活用した事業を組み合わせることも可能

② 補助事業の優先採択等

- 既存の県単独補助事業のスキームを活用してプロジェクトを実施できる場合には、優先採択等の配慮を行う

③ 既存の基金の有効活用

- プロジェクトに要する経費の財源として、県の既存の基金を活用できる場合には、当該基金を有効に活用する

④ 秋田県市町村振興資金の特例措置貸付

- 市町村がプロジェクトに要する経費の財源として秋田県市町村振興資金を活用する場合は、貸付条件のもっとも有利な特例措置貸付として貸し付ける

プロジェクトの実施にかかる手続き

<募集>

- ・ 対象事業(2頁参照)に合致するプロジェクトを市町村から募集
- ・ 市町村において、地域振興局等と連携のうえ、プロジェクト案を検討
- ・ 地域振興局が管内市町村のプロジェクト案をとりまとめ、事務局(地域活力創造課)に提出
- ・ 複数市町村による共同提案も可能



<採択>

- ・ プログラム推進本部において、事業内容や交付金の予算額等を踏まえ採択

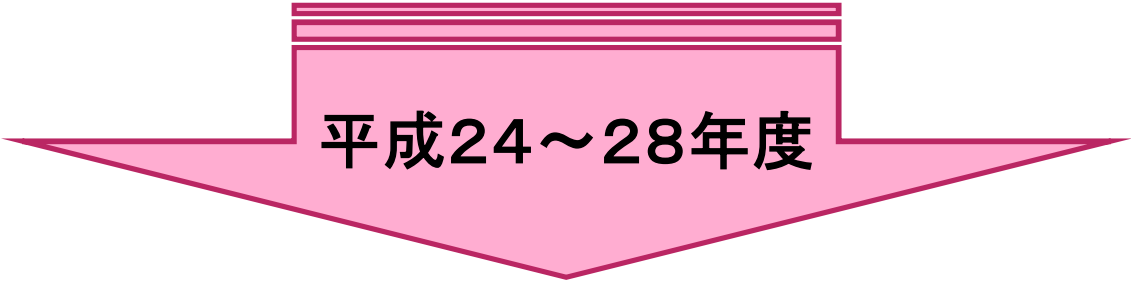


<実施>

- ・ PTごとに、県の関係部署のマンパワーやノウハウを適宜活用しつつ、プロジェクトを実施

今後のスケジュール（予定）

- プログラム推進本部の設置
- プログラム推進体制の整備（地域振興局総務企画部）
- プロジェクトの募集等
 - ・ 平成24年度から取り組まれるプロジェクトに支障のないよう、作業を実施



平成24～28年度

プロジェクトの実施

放射能測定体制の強化について

生 活 環 境 部

1 事業の目的

- 昭和45年以来、県では国の委託を受け、モニタリングポスト及びゲルマニウム半導体検出器を使用し、環境放射能を測定してきた。
- 本年3月12日の福島第一原子力発電所の事故発生以降、水道水や降下物についての測定や、雄勝地域振興局での空間放射線量の測定など、モニタリング体制を強化している。
- 一方、国では、2次補正予算で、面的な放射性物質の拡散の影響を把握するため、モニタリングポスト等の設置により、放射能測定体制を整備することとしている。

2 事業の概要

(1)測定機器等

- | | | |
|---------------------------------|---------------|----------|
| ○ モニタリングポスト | (13,000千円×5台) | 65,000千円 |
| 〔設置場所〕 4地域振興局（鹿角・山本・由利・雄勝）及び県庁舎 | | |
| ○ ゲルマニウム半導体検出器 | (20,000千円×1台) | 20,000千円 |
| 〔設置場所〕 健康環境センター | | |
| ○ シンチレーション式サーベイメータ | (500千円×3台) | 1,500千円 |
| ○ エアサンプラー | (500千円×3台) | 1,500千円 |
| ○ 維持管理費等 | | 3,507千円 |

(2)納入時期等

納入時期は平成24年3月末頃を予定しているが、県としてはこれらの測定機器を活用し、モニタリング体制及び放射能測定体制の強化を図ることとしている。

3 予算額

91,507千円（全額国費）

各県のモニタリングポスト設置予定状況

国におけるモニタリングポストの配分方法

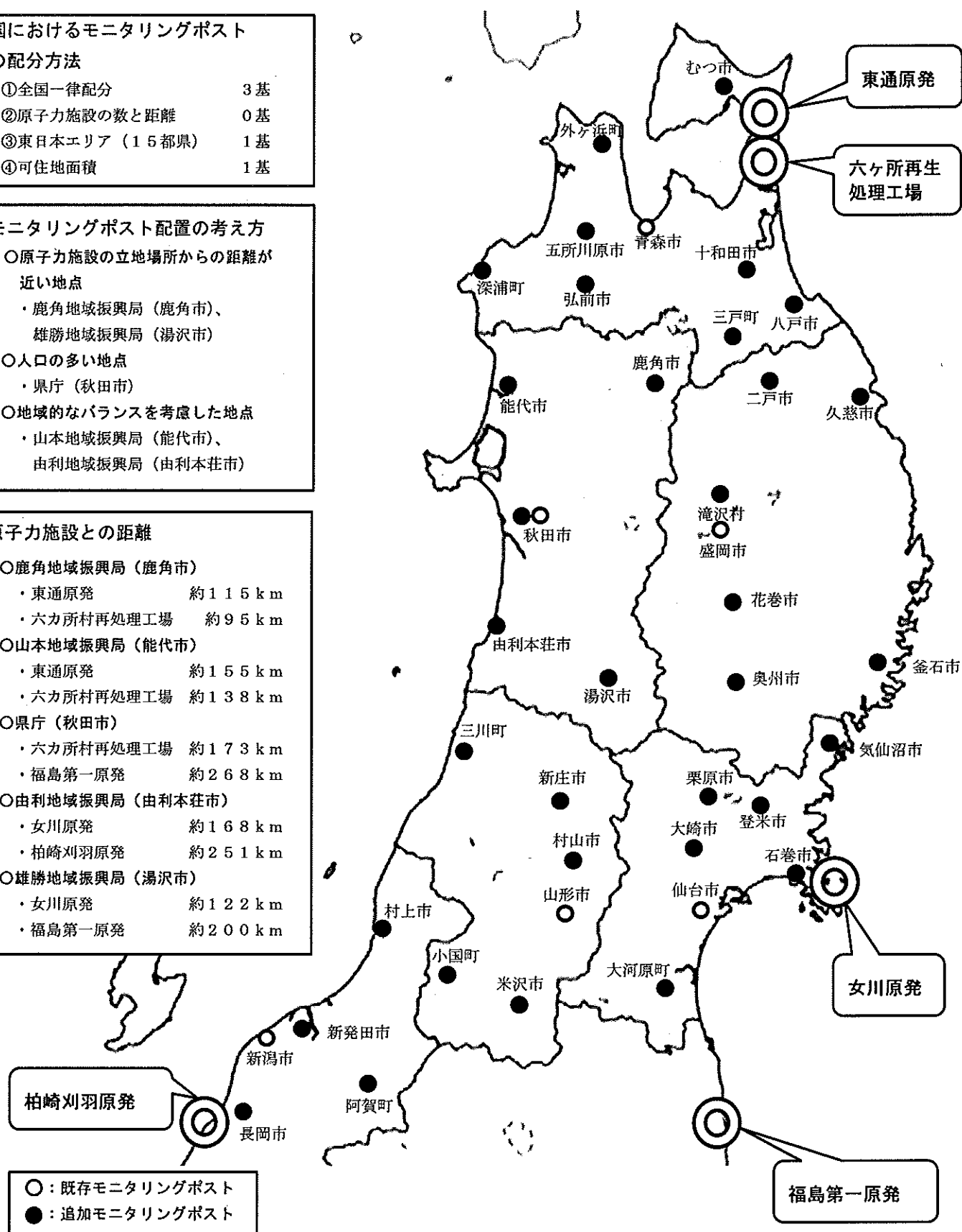
- | | |
|---------------|----|
| ①全国一律配分 | 3基 |
| ②原子力施設の数と距離 | 0基 |
| ③東日本エリア（15都県） | 1基 |
| ④可住地面積 | 1基 |

モニタリングポスト配置の考え方

- 原子力施設の立地場所からの距離が近い地点
 - ・鹿角地域振興局（鹿角市）、雄勝地域振興局（湯沢市）
- 人口の多い地点
 - ・県庁（秋田市）
- 地域的なバランスを考慮した地点
 - ・山本地域振興局（能代市）、由利地域振興局（由利本荘市）

原子力施設との距離

- 鹿角地域振興局（鹿角市）
 - ・東通原発 約115km
 - ・六ヶ所村再処理工場 約95km
- 山本地域振興局（能代市）
 - ・東通原発 約155km
 - ・六ヶ所村再処理工場 約138km
- 県庁（秋田市）
 - ・六ヶ所村再処理工場 約173km
 - ・福島第一原発 約268km
- 由利地域振興局（由利本荘市）
 - ・女川原発 約168km
 - ・柏崎刈羽原発 約251km
- 雄勝地域振興局（湯沢市）
 - ・女川原発 約122km
 - ・福島第一原発 約200km

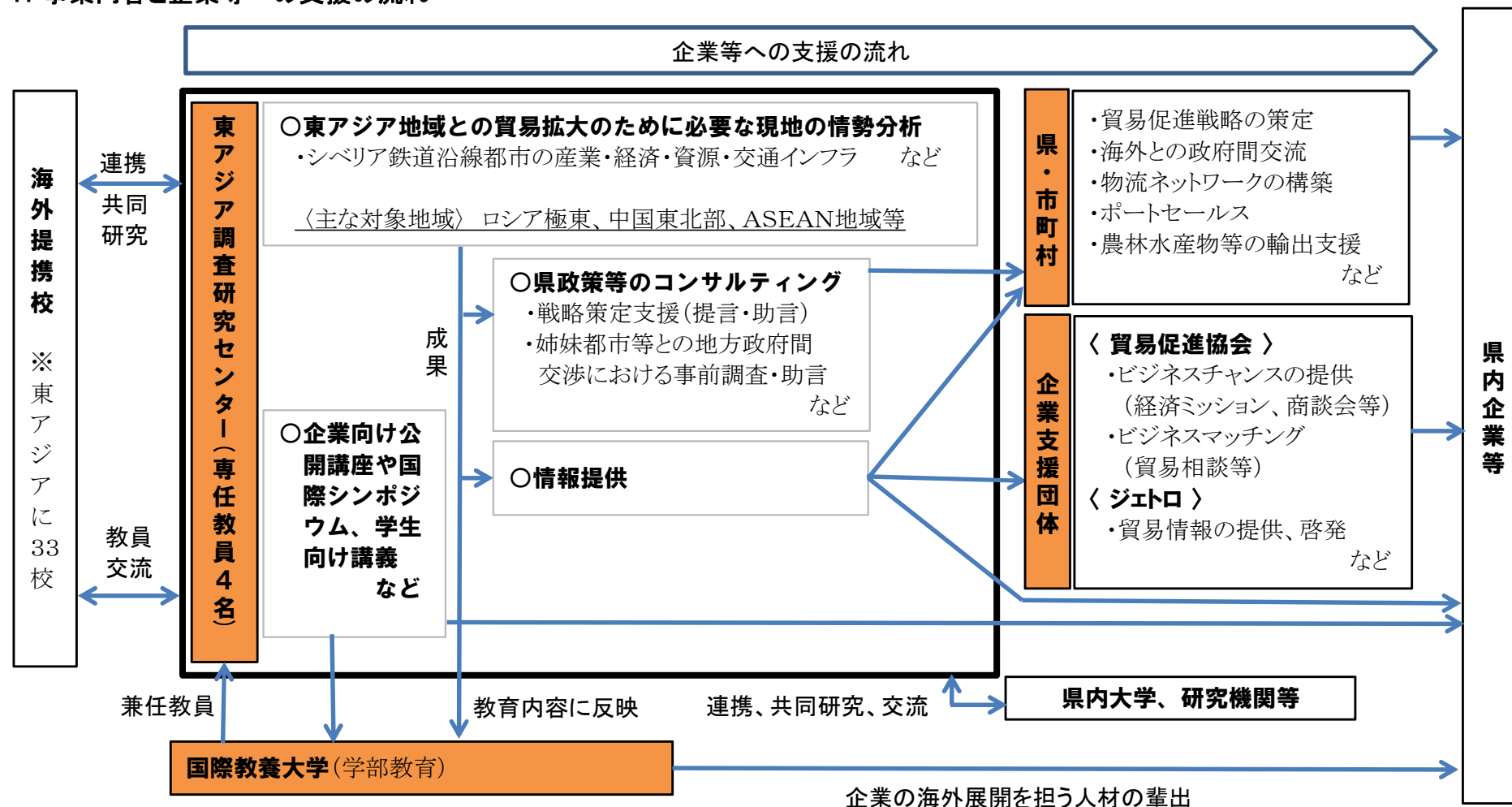


国際教養大学「東アジア調査研究センター」について

資料5

秋田県企画振興部学術国際局

1. 事業内容と企業等への支援の流れ



2. 県内ニーズを反映させる仕組み

- ・県に設置する「実務者連絡会（仮称）」などを通じて、県、市町村、貿易支援団体等のニーズをセンター運営に反映。

3. スケジュール

- ・平成24年1月開設 ・ 4月本格稼働

市町村における暴力団排除対策の一層の推進について(要望)

平成 23 年 10 月 19 日
秋 田 県 警 察 本 部

社会が一体となって暴力団を排除し、「日本一安全で安心な秋田」を実現

秋田県暴力団排除条例

平成23年7月1日 全面施行

○ 基本理念

暴力団を恐れない！ 暴力団を利用しない！ 暴力団に資金を提供しない！

○ 県の事務及び事業からの暴力団排除

- 暴力団の威力の利用、暴力団への利益の供与の禁止
- 青少年の利用頻度が高い施設等の周辺における新規暴力団事務所の運営の禁止
- 暴力団事務所の用に供されることを知っての不動産譲渡等の禁止
- 違反事実の確認のための報告又は資料提出の要求
- 違反者等に対する勧告及び公表

全国47都道府県
制定・施行！

★ 要望事項

市町村暴力団排除条例の制定

市町村の事務及び事業
からの暴力団の排除

- 公共工事の入札
- 資金の融資、給付金の給付
などにおいて、暴力団が利益を得ること
ならないために必要な措置を講ずること

その他市町村ごとの必要に応じ、
住民のための身近な規定の整備例えば、

- 市町村主催の祭礼等からの暴力団排除
などの対策

三重県・高知県・福岡県・大分県では
全市町村で制定！秋田県・25市町村
の一致団結による
暴力団の排除
に向けて